

個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について

令和 2 年 7 月 29 日
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は、本日、多数の破産者等の個人情報をウェブサイトにて違法に掲載している 2 事業者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 42 条第 2 項に基づき、当該ウェブサイトを直ちに停止等するよう命令を行いました。なお、当該 2 事業者の所在をいずれも知る事ができなかったため、公示送達^{（注）}の手法により行いました。詳細は、別紙を参照願います。

また、このようなウェブサイトの中には、マイニングツール等のプログラムが設置されており、パソコンの処理能力が意図せず使用され、動作が遅くなるなどの事象が生じる可能性もございますので、いずれのサイトも閲覧されませんようお願いいたします。

（注）公示送達とは、処分の名宛て人を知ることができず、又はその所在を知ることができないときに、公示の方法により意思表示をするものであり（民法 98 条、民事訴訟法 110 条以下）、本命令では、本年 7 月 14 日までに裁判所等の掲示場に掲示を始め、同日から 2 週間を経過した本日、命令の効力が生じた。

以 上

【連絡先】 個人情報保護委員会事務局 電話番号：03-6457-9783
--

(別紙)

1 命令の原因となる事実

当該2事業者は、破産手続開始決定の公告として官報に掲載された破産者等の個人情報を取得するにあたり、利用目的の通知・公表を行わず(同法第18条)、当該個人情報をデータベース化した上、第三者に提供することの同意を得ないまま、これをウェブサイトに掲載していたものである(同法第23条第1項)。

2 命令事項等

当委員会は、当該2事業者に対し、ウェブサイトを直ちに停止した上、前記利用目的の通知・公表を行うとともに、その個人データを第三者に提供することの同意を得るまでは、同ウェブサイトを再開してはならない旨の勧告を行ったが、対応期限の日までに措置が講じられなかったため、その勧告に係る措置をとるべきことを命令した。

本命令の対応期限(本年8月27日)までに具体的な対応がなされない場合は、同法第84条の罰則適用を求めて刑事告発することを予定している。

以上